

平成 27 年度決算特別委員会（第 1 号）

平成 28 年 10 月 24 日（月曜日） 午前 10 時開会

○付議事件

認定第 1 号 平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員

委員長	大谷元江君
副委員長	長谷川耿聰君
委員	工藤國忠君
〃	木村一俊君
〃	五十嵐正雄君
〃	佐野一紀君
委員外出席	議長 相川繁治君

○説明のため出席報告のあった者の職及び氏名

（長部局）

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	小尾雅彦	総務課長	多田淳史
企画商工課長	松永英敬	地域振興対策室長	野村直広
保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘
林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
広報担当主幹	森田梅代	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
保健予防担当主幹	松永真里	介護担当主幹	木村恭美
村立診療所主幹	合田幸	農業担当係長	杉岡裕二
土木下水道担当主幹	石坂勝美	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	平岡卓	林業振興室主幹	鈴木智宏

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
学校教育担当兼総務担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕

（農業委員会）

事務局長 小林昌弘

（選挙管理委員会）

書記長 多田淳史

（監査委員）

監査委員 鷲尾心英
事務局 長 尾関昌敏

監査委員 山本敬介

○職務のため出席した者の職及び氏名

事務局 長 尾関昌敏

主

事 久保璃華

開会 午前10時

◎委員長あいさつ

○委員長（大谷元江君） おはようございます。本委員会は平成27年度の予算が目的に従って適正に、効率的に執行されたか、行政効果が十分発揮できたのかを検証し、今後の予算編成、または執行に反映させるための重要な委員会です。今回も書類審査を行います。委員並びに執行部の皆様のご協力をお願いいたします。

◎開会・開議宣告

○委員長（大谷元江君） ただ今の出席委員は6人です。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成27年度決算特別委員会を開会いたします。

決算特別委員会における傍聴については、これを許可して行います。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○委員長（大谷元江君） 本委員会の議事日程について、事務局長から説明いたします。事務局長。

○事務局長（尾関昌敏君） 本委員会の議事日程はお手元に配布したとおり、会期は本日から10月25日までの2日間です。

本日は提案者から説明を受けた後、会場を委員会室に移して、書類審査を行います。2日目の10月25日は、議場において各会計の質疑を行います。なお、本委員会の説明員は、村長をはじめ記載のとおりです。以上です。

○委員長（大谷元江君） お諮りいたします。

本委員会の日程は、ただ今の説明のと

おりにしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（大谷元江君） 異議なしと認めます。よって、本委員会の日程は、ただ今の説明のとおりと決定しました。

◎平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（大谷元江君） これから本委員会に付託された日程第1号、平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題にします。

本案の内容について、提案者から説明を求めます。すでに9月14日開催の第3回議会定例会において総括的な提案理由の説明が終わっておりますので、細部の説明をお願いいたします。

一般会計については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 一般会計内容説明（記載省略）

○委員長（大谷元江君） 次に、国民健康保険事業特別会計、村立診療所特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、歯科診療所事業特別会計については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 国民健康保険事業特別会計決算内容説明（記載省略）

村立診療所特別会計決算内容説明（記載省略）

介護保険特別会計決算内容説明（記載省略）

後期高齢者医療特別会計決算内容説明（記載省略）

歯科診療所事業特別会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（大谷元江君） 次に、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 簡易水道事業特別会計決算内容説明（記載省略）

公共下水道事業特別会計決算内容説明（記載省略）

◎審査意見報告

○委員長（大谷元江君） 監査委員から審査意見の報告を求めます。

○監査委員（鷲尾心英君） 平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに各基金の運用状況の審査意見について、ご報告いたします。

決算審査意見書に基づいて、順に説明をいたします。1ページの1は、審査対象としたもので、平成27年度占冠村一般会計歳入歳出決算から平成27年度占冠村基金運用状況調書までの10件です。2は、審査期間は9日間を要しています。3は審査の方法は、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿並びに証拠書類との照合等、占冠村監査基準第23条による監査手順に準じ実施しました。4は審査結果は、審査に付された一般会計及び各特別会計決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書の様式は関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿並びに証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務処理は適正に

行われているものと認められました。

2ページは審査の概要、3ページから5ページは一般会計、6ページから8ページは特別会計、9ページからは各会計の収入等の状況、11ページは各基金の運用状況について記載をしております。

この審査意見書には記載はしていませんが、監査は書類審査を行い、その都度、各担当者から聞き取りをし、疑問点については文書で意見聴取を行いました。また、9月9日には、村長以下、職員に決算審査の講評を行い、事務的なことを主に改善点などを講評しております。

それでは、11ページのまとめについて、読み上げて報告いたします。

平成27年度の一般会計決算は、実質収支額が7461万5808円、各種基金に2838万2千円積み立てられ、基金総額は17億758万1千円となった。

健全化判断比率は適正であり、良好な財政状況にある。この状況を保ちつつ、将来にわたる財政健全化に向けて維持していくことを期待したい。

各会計の未収対策については、固定化する傾向にある。このような悪質な滞納者に対し、関係各課の連携による徴収業務の見直しと課長・担当者が一体となって収納体制の強化を図りたい。

住宅使用料や奨学金の滞納に対し、未収金収納業務の外部委託などを取り入れ、一定の効果が見られたが、保証人との交渉や受益者負担の理解を求める工夫も必要である。

補助金、委託料については、事業の必要性、計画性、実績報告、事業効果が適正に行われているか、組織的に点検すべきである。

不用額の増加や予算の流用、予備費充

用については、予算編成時の精査と検討が十分行わなければならない。

今後の村政執行にあたり、住民がいつでも安心してこの村に暮らしていける行政サービスを提供すべく、健全な財政運営に努めていただきたい。

以上をもちまして、平成27年度における審査意見の報告といたします。

○委員長（大谷元江君） これから、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があることと存じますが、これについては外部に漏らすことのないようご注意ください。これから会場を委員会室に移します。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

◎書類審査

○委員長（大谷元江君） それでは休憩を廃し、書類審査を始めてください。

書類審査 午前11時17分

再開 午後3時01分

◎散会宣言

○委員長（大谷元江君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

本日の日程は、全部終了いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

なお、25日の委員会の開会は午前10時です。定刻までにご参集くださいますようお願いいたします。

散会 午後3時02分

平成 27 年度決算特別委員会（第 2 号）

平成 28 年 10 月 25 日（火曜日） 午前 10 時開会

○付議事件

認定第 1 号 平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員

委員長	大谷元江君
副委員長	長谷川耿聰君
委員	工藤國忠君
〃	木村一俊君
〃	五十嵐正雄君
〃	佐野一紀君
委員外出席	議長 相川繁治君

○説明のため出席報告のあった者の職及び氏名

（長部局）

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	小尾雅彦	総務課長	多田淳史
企画商工課長	松永英敬	地域振興対策室長	野村直広
保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘
林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
広報担当主幹	森田梅代	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
保健予防担当主幹	松永真里	介護担当主幹	木村恭美
村立診療所主幹	合田幸	農業担当係長	杉岡裕二
土木下水道担当主幹	石坂勝美	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	平岡卓	林業振興室主幹	鈴木智宏

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
学校教育担当兼総務担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕

（農業委員会）

事務局長 小林昌弘

（選挙管理委員会）

書記長 多田淳史

（監査委員）

監 査 委 員 鷺 尾 心 英
事 務 局 長 尾 関 昌 敏

監 査 委 員 山 本 敬 介

○職務のため出席した者の職及び氏名

事 務 局 長 尾 関 昌 敏

主

事 久 保 璃 華

開会 午前10時

◎開会・開議宣告

○委員長（大谷元江君） おはようございます。ただ今の出席委員は6人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の委員会を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

◎平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（大谷元江君） これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、要点を簡潔明瞭に質問してください。答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、質問者の発言については会議規則第67条の規定により、質問の回数を制限しないで行います。

まず、一般会計について質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、工藤委員。

○1番（工藤國忠君） 委員長のお許しをいただきましたので1点だけ質問したいと思います。まず、新規就農についてです。今村彰吾氏が就農取り止めの意思を表示されたのはいつか。2番目として、研修をいつまでされたのか。3番目、補助金、研修費ですね、これを村が支出されたのはいつごろまでか。4番目として、今までの合計支出額はいくらか。この点についてお伺いいたします。

○委員長（大谷元江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時07分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し会議を開きます。

産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） お時間をいただき大変申し訳ございません。工藤議員のご質問にお答えいたします。いつ新規就農者、今村さんがいつお止めになったかということですが、これにつきましては平成28年4月11日に、私たちお話を聞いております。研修期間のほうですが、4月20日まで、これが届出をいただいている日でございます。補助金につきましては、平成27年度の補助金につきましては120万円でございます。以上です。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑はありませんか。

6番、五十嵐委員。1番、工藤委員。

○1番（工藤國忠君） 支払した金額はいくらになるのか、今村さんの。これは分かりませんか。

○委員長（大谷元江君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 今までですか。今までにかかった金額についてはもう一度ちょっとお時間ください。

○委員長（大谷元江君） 暫時休憩します。
休憩 午前10時09分
再開 午前10時12分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し委員会を開きます。質疑を行います。

産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） お時間をいただき大変申し訳ございません。ご質問にお答えいたします。今までにかかった補助金の支払った金額ですが、平成26年と平成27年で248万7476円でございます。そのうち、平成27年について、先ほど120万円ということで答弁させていただきましたけれども、それには研修等に関する補助金の費用が入っ

ておりませんでしたので訂正させていただきます。改めて、平成27年度の費用については127万7476円でございます。以上です。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑はありますか。

6番、五十嵐委員。

○6番（五十嵐正雄君） 57ページの7款、商工費の1項、商工費、1目、商工振興費の21節、貸付金のことです。ここにも書かれているように6千万円、村の方で金融機関と契約を結んで銀行の方に預かって2制度がそれぞれ運用されているわけです。ひとつは占冠村企業振興資金融資制度で、これは村の原資が5千万円。それから占冠村商工業者等の特別対策資金融資、通称対策資金、これについては1千万円村で出して、ここで言われている合計6千万円。金融機関と契約を結んでそれぞれ中小企業や商工業に融資をしていくと、こういう制度であります。この制度がそれぞれ二つに分けているわけですが、まず1点目として、分けている理由、要するに1千万と5千万の枠の状況が一つです。

それから2点目として、この制度の利用状況は、それぞれの間何件、どのくらいの枠で融資しているのか。

それと3点目ですけれども、貸付利率が3.6パーセントと、それからもう一つの特別対策資金のほうについては2パーセントということで、金融機関の方にそれぞれこれらが上積みされて借りた人は払っていくと、こういうことになっているわけですが、ご承知のように今日、たいへん低金利政策、ある意味ではマイナス金利政策が取られるという今の日銀の、国の政策の中で、普通預金で積んでおいた場合の利率からすると180倍、それからもう一方のほうの奴については100倍にもなるということですね、当時昨年提

携した、契約を結んだ時とは金融状況がたいへん変わってきているということもありまして、一般的に考えて、この5千万、1千万、6千万については、金融機関から村の方に利子が、積んでおいている間ゼロ、一方はこういうことですね。もう一方のほうでは、借りた人についてはこういった金利を払わなきゃならないということで、ある意味ではこういう低金利時代に逆に借りた人は高いお金、金利で支払をしなきゃならないということからすれば、このへんについては再度見直しをかけていく考えがあるかどうか。もちろん契約を結んでいるわけですから、そう簡単ではないと思いますけれども、このへんについて政策としてどう進めていくのか。このへんの考え方について3点伺いたいと思います。

○委員長（大谷元江君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 決算書57ページの21節、貸付金6千万の関係でございますけれども、まず1点目としては、制度の分けている理由でございますが、こちらにつきましては、中小企業振興資金融資制度という制度と商工業特別対策資金融資制度ということで、制度が2本になっております。中小企業の振興資金制度については以前からあったと思いますけれども、特別対策資金につきましてはなかなか企業の貸付が受けられないということで、こちらについては村が損失補償するという制度になってございまして、はっきりしてないんですけど平成20年ころから運用が開始されたというふうに記憶しているところでございます。中小企業振興資金については5千万預託をしまして、3倍の1億5千万まで融資枠があるということで、1企業に対して運転資金、設備資金問わず1千万円以内の貸付を受けるという制度でございます。

一方、商工業特別対策資金融資につきましては、1千万融資を行いまして、融資枠は1千万ということで、こちらについては滞った場合、先ほど申し上げたとおり、村が損失を100パーセント負うということで予算の中でも損失補償の議案を可決いただいているところでございます。そういうことで二つの制度についてはそれぞれちょっと状況、利率や融資枠、あるいは借入金、ごめんなさい、商工業特別対策資金の限度額については150万円以内ということに、1企業ですね、ということになってございまして、それぞれ持つ制度の性格が違うものですから、2本立てになっているということでご理解をいただきたいと思っております。

利用状況についてでございますけれども、中小企業振興資金貸付金につきましては、平成28年3月末の状況で申し上げますと、貸付3件、残額としまして406万8千円融資残が残っていると、それだけ貸付が行われているということでございます。商工業特別対策資金の貸付金につきましては、こちらでも28年3月末で申し上げますと、1件で残額が65万円という状況になってございます。

その中で利率の関係でございますけれども、こちらの中小企業振興資金については3.6パーセントということで昨今の金融状況から見ると確かに高い利率になっておりますけれども、こちらについては母体であります旭川信用金庫さんと年度毎に毎回協議を行い、沿線他自治体の状況をお聞きした上で足並みを揃えるというか、大きく変動がない場合は継続して契約をするという形になっております。村の対応としましては、この3.6パーセントに対し、もう一つ利子補給の制度を持ってございまして、商工業活性化支援事業利子補給制度こちらがございまして、これによって2パ

ーセント村が、2パーセントに相当する額を利子補給として企業に支給するという制度がございまして、従いまして、中小企業振興資金の3.6から村が補償する2パーセントを差し引きますと、実質1.6パーセントの利率で借入を行っているという状況になるわけでございます。また、この活性化支援事業の利子補給につきましては旭川信用金庫以外に、日本政府金融公庫、いわゆる昔の国民金融公庫でございますけれども、こちらについても利率が利子補給については3分の1を村が利子補給をするということになっておりますので、総じて2本の制度と商工業活性化支援事業の利子補給制度を併用させて今後も企業負担を減少していけるように対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますし、後段ございました見直しの考えにつきましては、利率については毎年度契約の段階にあたって引き続き金融機関と折衝を行ってなるべく利率を下げさせていただけるように要請をまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑ありませんか。

6番、五十嵐委員。

○6番（五十嵐正雄君） かなり商工業関係者については今言われたように利率の補償等を含めてかなり手厚い保護がなされているということは十分理解できる。ただ、先ほども言いましたように、今の低金利時代の中で庶民感覚として預けておいてもさっぱり増えない、またマイナスになるとこういう状況の時代にですね、村が利子補給しても金融機関は全然関係ないわけですね。要するに今の実態からすると庶民感覚から言ったら、とても180倍なり100倍という形で借りた人が取られると。確かに村がそのうち利子補給していく

わけですから借りた人については軽減されるけれども、金融機関がある意味では我々庶民感覚からすれば暴利という形にもなるわけです。村が預けているものについては、一切利子がかからないという形ですから、どうも矛盾というか、庶民感覚から言って納得できるものではないと。金融機関の対応がですね。改めて沿線のいろいろな状況もあるでしょうけれども、できれば再度見直しをかけて実態に合った形で庶民が理解できるような形にしていくことが必要ではないかというふうに考えていますので、再度そのへんについての考え方を伺います。

○委員長（大谷元江君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 利率の関係でご質問ございました。確かに利率が最近日銀の利下げ含めてマイナス金利、こういった状況の中で金利が動いているというふうに思っておりますけれども、一般の預金者の方とこの制度につきましても企業に対する融資制度ということではちょっと性質が必ずしも一緒にはならないのかなというふうには思っているところでございます。

ただ、ご指摘のとおり、利率についてはそれだけ契約時の利率が下がれば当然企業の負担も減るわけで、そういう意味では金融機関に要請をしていきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げた、1点、特別対策資金で申し上げますと、村が損失補償しているんですけれども、実際に貸付を決定する段階にあっては村が補償しているから申請した企業がすべて通るという状況ではございません。これは金融機関が上部機関であります金融監督庁から厳しく指導を受けておりまして、そういった状況を踏まえた中で貸付に堪え得る企業かどうかという判断は当然のごとく金融機関

内でなされて、それで契約にこぎつけたものについて村が補償するということですので、その部分については、村はもう少しそういう意味ではちょっと厳しくても頑張っている企業を応援する意味で、この制度を作ったんですけれども、そこは金融機関の壁というかちょっと上手くいかない部分も現実問題としてありますけれども、今、ご指摘のとおり利率の見直し等に関しては双方とも、旭川信用金庫さんで旭川の本社、あるいは富良野支店でですね、これらを含めまして引き続き利率をなるべく低利でお貸しいただけるように要請をしまいたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑ありませんか。

4番、長谷川委員。

○4番（長谷川耿聰君） それでは何点か質問させていただきます。とにかく一括ですから最後までやらせてもらいますので、ゆっくり質問しますので書いてください。私自身も気圧の変動で若干腹に力が入らない部分がございますので、聞き辛い点があるかと思っております。まず、最初に村長にお伺いして、それからそれぞれの分野に質問したいとこのように考えています。

一般会計の総括表、3ページから8ページでございますが、この中身を見ますと、翌年度繰越額や不用額の年々の増加とともに歳出は昨年より約3億円減少になりましたと、それにあわせて歳入において、基金繰入が約2億2500万、そして借入金である村債も約1億5千万予算が減少しましたと。確かにここを見ると財政の健全化が進んでおるように考えられます。しかし、国庫道支出金の5700万円の歳入とともに併せて歳出の大幅な減により、村における事業がなくなっているというよう

なことが裏返しであると思われる。これでは村の活気、活性化はなくなるし、経済は沈滞します。行政の目的である住民の福祉増進につながる事業や、産業の伸展を図る財政が必要と思われませんが、平成27年度の予算を見て、率直な私の感想でございます。村長はこの決算書を見てどのような感情を持っておるか、まず村長の感想をお伺いいたしたいと思っております。

○委員長（大谷元江君） 村長。

○村長（中村 博君） 予算の組み立てに際しましては、まず、住民要望を第一に考えております。それからインフラ整備を重点的に考えておりました、予算もそのような配分になっているかと考えております。ただ、財源の方も地方交付税、それから固定資産税も年々減る傾向にございますので、そのへんは基金等の状況を見ながら今後の財政運営を考えていかなければならないとそのように考えております。それから、村の活性化という面では、現在地方創生絡みで事業を組み立てるのもございますし、経常的にかかる経費もございます。そういったことを考慮しながらできれば新しい事業等そういったものにも今後取り組みが必要ではないかと考えてございます。以上です。

○委員長（大谷元江君） 4番、長谷川委員。

○4番（長谷川耿聰君） よく分かりました。それでは次に具体的な項目に入りたいと思っておりますが、まず、7ページと8ページでございますが、予算書の総括、一般会計予算に対する執行率は前年度96.7パーセントから1パーセント下がり、95.8パーセントとなっております。これは監査委員の監査資料4ページにも書いてあります。また、翌年度の繰越額が平成25年では1150万円、平成26年では3088万7千円、今年では3653万4千円とだんだん増加

しております。不用額においても6104万4909円から6809万6773円と増えているが、どのような理由が考えられますかお伺いいたします。

次に、これも監査意見の報告の中にありますけれども、自主財源が7億667万9899円と歳入の28.49パーセントになっております。平成25年には構成比33.74パーセント、26年には31.82とどんどん低下しております。この影響についてお尋ねいたします。

それから特別会計に一般会計から繰り出している資金の総額は、27年度は2億1950万円です。このうち地方交付税の補填措置はいくらあるかお伺いいたします。

次に歳入の9ページ、1款、村税、1項、村民税、1目個人、2目法人において1節、現年度分、2節、滞納繰越分で未収済額の件数と前年比件数、また不納欠損の件数とその理由はいかがなものかお伺いいたします。

次に、2款の2項の固定資産税、1節の現年度課税分、2節の滞納分それぞれ収入未済額の件数と前年比と、不納欠損の件数と前年比。次に2節の滞納分、不納欠損処理の対応について、毎年この処理を繰り返すだけなのか。根本的な解決方法を考えていないのかお伺いいたします。

同じく、3項の軽自動車税、これについても不納欠損の件数と前年比、時効になっておりますが、時効になった理由についてお伺いいたします。

それから次にページの14ページでございますが、16ページですね、13款の使用料及び手数料の1項の7目の土木使用料の住宅使用料における住宅使用の内容と収入未済額の件数と前年比、さらに前年の倍に増加した理由、3節の滞納繰越分の収入未済額の件数と前年比、それから弁護士の効果、これについてお尋ねいたします。

ページ22ページ、16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入で1節、土地建物貸付収入1件4200円の収入未済があります。2節、滞納分にも過去5年分2万1千円があります。この内容の説明をお願いいたします。これについては滞納資料の12ページにあります。2節の土地建物貸付収入繰越分には村有貸付滞納繰越分1件、18万2900円が毎年載っておりますが、内容のご説明をお願いいたします。もう1件、振興住宅滞納繰越分の12万5010円がありますが、これについても内容をご説明願います。もう一つ、振興住宅の共益費はこの科目に入っているかいないか。28ページの雑入にも関係ありますけれども、48万5100円、毎年26年も同じ額で、毎年48万5100円載っているんです。これについて説明をお願いいたします。

それから次に3項目の貸付金元利収入7目の奨学資金貸付収入で、収入未済額前年より増えております理由と弁護士関係の効果についてお伺いいたします。

28ページは先ほど申し上げたように48万5100円の収入未済額についてお伺いいたします。これは楓の関係だと思っております。

次に歳出について、ページ35ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、これはよろしいです。

次、43ページから47ページの民生費についてですが、この項目は社会福祉費、社会福祉総務費の旅費、需用費、45ページの児童福祉費、1項の児童福祉総務費の1節の報酬、ページ46ページの2目、へき地保育所の11節、需用費、47ページの役務費の13節、委託料、18節の備品購入費、非常に不用額が多いんですけども、この理由についてお伺いいたします。

47ページから50ページの衛生費においても

衛生費の13節の委託料、予防費の12節の役務費、49ページの11節の需用費、扶助費、50ページの清掃費、11節の需用費、じん芥処理費の11節の需用費、これについて非常に二つ、衛生費と民生費ですか、不用額が実に多いんですけどこれは予算取る時に大幅に取ったものか、いらなくなったものか。このへんについて説明をお願いいたします。

それから次に53ページの農林業費、19節の補助金、交付金、串内放牧地の委託料補助金が1千万が11号補正で35万円と減額されております。これはどういう理由か。うちの頭数が少なくなったものか、そのへんの要因についてお伺いいたします。

それから次に55ページ、2項の林業費、林業振興費の12節、役務費ですか、当初予算が94万4千円、9号補正において30万1千円減額されてもなお多額な23万9460円の不用額が生じております。この経過についてお伺いいたします。ページ56ページの14節、使用料、薪ストーブの使用料とはどのようなものかお伺いいたします。

次に63ページから70ページまでの10款、教育費でございますが、教育費全体で不用額が目立っております。これについて総体的にどのような理由かお伺いいたします。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 暫時休憩します。
休憩 午前10時45分
再開 午前10時57分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し会議を開きます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それではお答えします。まず、不用額等決算調書の中で不用額が多くなってきているのご指摘ですけれども、この関係に関しましては、歳入に見合

った歳出ということで、当初予算のほうでも方針でうたってございまして、切り詰めた形で予算をどんどん執行していこうということで行っております。ただ、不用額については、50万円以上についての不用額については補正の中で減額していくというルールもございしますが、年々増えているということでそのへんの不用額の整理の見直しも必要かと思っておりますが、全体を通しましては、歳入に見合った形で切り詰めて事業を行っているということで繰越金も若干ですけれども増えているということで、不用額も増えているんですけれども、職員の努力ということでこのような形になったかというふうに考えております。

それから自主財源、こちらの率のほう下がってきているというお話についてでございますが、自主財源に関しましては非常に村にとっても重要な財源ということになってきておりますが、基本的に先ほど申しましたけれども、予算を組む時には極力自主財源、それから補助金・交付金を含めてそういったものを持って予算編成をするということで基本方針としております。自主財源の確保というのは非常に重要だと思いますが、実際、税その他急激に、劇的に増えるものではございませんので、何とか自主起債、それから利率の低い起債ですとか補助金・交付金などそういうものを工夫を凝らしまして確保していきたいというふうに考えてございます。

次に、村税の関係になります。村民税の不納欠損ですけれども個人で、件数ですね、2件になります。法人は3号法人で1件、こちらが不納欠損になります。収入未済のほうですけれども、個人のほうは現年で11件。滞納のほうで23件。法人のほうは現年で1号が1件、滞納で1号が7件、3号が1件の計8件になります。

固定資産税です。固定資産税の方は現年分で2件、不納欠損ですね。滞納繰越分で222件。収入未済額の現年分は301件、滞納分で996件というふうになってございまして、固定資産税の未収に関しましては、タワー・ヴィレッジ分が多数を占めております。対策としまして、給与ですとか預金の差押え、こちらのほうで対応のほうをさせていただいておりますけれども、今後についてもより効果的な徴収方法を考えながら、徴収していくということになるかと思っております。また、他の関係課との連携も取りながら徴収のほうを行っていきたいというふうに考えております。

それから軽自動車税になりますが、軽自動車税の不納欠損7200円、こちらは1件になります。不納欠損の理由なんですけれども、こちら村内なんですけれども、連絡が取れないということで戸籍等で追跡を行っているところなんです。音信不通ということで時効を迎えたものになります。収入未済については現年度で5件と滞納で2件ございます。

繰出金、特別会計への繰出金への交付税の補填ということですが、水道会計、下水道会計にあつては公営企業会計にあつては特別交付税のほうでの措置があるというふうになっておりますが、詳細についてはちょっと調べさせていただいて答えさせていただきたいというふうに思います。歳入については以上です。

○委員長（大谷元江君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） それでは長谷川議員の質問にお答えいたします。歳出55ページ農林業費の林業費、林業振興費の12節、役務費でございますが、野生生物の鹿などの捕獲に対して支払われるもので、実績で結果として23万9460円という不用額となりました。

次に56ページ、14節の使用料及び賃借料ですが、そのうちの薪ストーブの使用についてのご質問ですけれども、これにつきましては薪の普及PRということを目的に、ミナトマムとスキー場のロッジに設置しております、その薪ストーブの使用ということになっております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 43ページから47ページにかけての民生費における不用額についてでありますけれども、全体的に不用額につきましては先ほど総務課長からも答弁させていただいておりますけれども、事業あたり50万円を超えるものについて減額補正をしている状況にあります。この中で3款2項2目のへき地保育所費において、賃金と需用費において額が多いわけでありまして、これにつきましては占冠保育所とトマム保育所で分けて予算組みをしている関係上ありまして、その積み上げによりまして不用額が増えていることとなります。賃金につきましては嘱託職員の賃金と臨時職員の賃金の合算でありまして、予算上事業区分が分かれていることがありまして、積み上げとして大きな額になっているということでもあります。また、当初予算では嘱託職員を占冠保育所2名当初予算で見ていたんですけれども、嘱託職員が1名減になったことも大きな要因となっております。

4款1項1目13節の不用額が大きい点につきましてはちょっとお時間をいただきたいと思っております。

○委員長（大谷元江君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） ご質問にお答えいたします。まず16ページの7目、土木

使用料、2節の住宅使用料、3節、滞納繰越分につきましてはもう少しお時間をいただきたいと思っております。

続きまして28ページ、5項の雑入、1目、雑入の収入未済額48万5100円についてですけれども、こちらにつきましては駅前の楓住宅の共益費でございます。これにつきましては未払者が楓住宅の住宅使用料と同じ方となっております、現在まず住宅使用料のほうにお金をいただいた時にはそちらのほうにあてて、そちらが終わりましたらこちらの共益費にあてていくということで前年と同じ同額になっているということでございます。

続きまして49ページ、50ページの需用費の不用額でございますけれども、49ページ、3目、環境衛生費、11節、需用費、こちらの不用額の内訳ですけれども、消耗品で14万8929円、燃料費で16万7524円、光熱水費で1万874円、修繕費で14万4150円となっております。続きまして50ページ、清掃費の2目、じん芥処理費、11節、需用費でございます。こちら不用額56万3766円ということでありまして、こちらの不用額の内訳でございますけれども、消耗品費で20万2822円、燃料費で16万5413円、印刷製本費で8万8847円、光熱水費で2万6526円、修繕費で8万1158円となっております、1節50万円以上のものに対しては減額ということでございますので、高額に残っている部分につきましては今後年度末には精査いたしまして減額するようにいたします。

続きまして53ページ、3目、畜産業費、19節の負担金、補助及び交付金、こちらの串内牧場の関係でございますけれども、こちらにつきましては平成27年の延頭数で217頭でございます。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 保健福祉課長、伊

藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 4款1項1目13節の委託料における不用額でありますけれども、これにつきましては主なものとしまして、妊婦健診の委託料で40万円の減で、マイナンバー制度導入に伴う健康管理システムの改修委託料で36万円の減と、その他執行残によりまして不用額が97万5901円と大きくなっております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長（岡崎至可君） 27ページをお開きください。奨学資金の関係の滞納繰越分が増えているということでございます。26年度12件ありまして、滞納分469万3千円ございました。今年度に関しては件数同じで12件でございます。これに関しては現年度分は減少しておりますが、滞納分が若干増えていると。全体的に見て若干10万円ほど減少していることになっておりますので、教育委員会としては順調に滞納のほうは解消しているかなと考えておりますが、12件のうち3件、弁護士のほうに依頼して回収のお手伝いをさせていただいております。そのうち全体額として16.58パーセント弁護士さんからの結果となっておりますので、そのへん弁護士さんの効果もあると考えております。当初4件依頼していたんですが、現在2件解消しているということで、このうち2件はもう既に完納しているということでございます。

続きまして63ページから教育費の不用額、全体的に不用額が増えているという件でございますが、先ほど総務課長の答弁からありましたように50万円以下の整理は行っていないということですが、ただ20万30万の不用額がけっこう多いことになっておりますので、積み重ねで大きくなったと考えております。

今後はですね、精度を高めたいと思っております。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 回答漏れがございましたので2点ほど回答させていただきます。まず、22ページの財産収入の関係になります。土地の貸付収入で収入未済が4200円ということでお話があった件でございますが、こちらにつきましては1件ございまして、4200円ということになっております。他に同じ1件で滞納についても5年分の2万1千円がございます。こちらの内容に関しましてですけれども、村有地の貸付を古くからいたしておりまして、6年くらいになるんですけれども、音信が不通になりましてそのことでこちらからの連絡を取ろうとしているんですが、海外にいるというようなことも聞いておりまして、連絡が取れない状況にあります。こちらとしましてはその貸付の土地の貸付の解除等も考えて検討しているところでございます。

次に、雑入になります。28ページ、雑入の中の産業振興住宅楓の共益費の関係になります。こちらにつきましては昨年度も雑入のほうで受けておりまして、ご指摘があった件でございます。これにつきましては、雑入の中で共益費を受けて滞納繰越等の項目もあったということで雑入で受けるのはふさわしくないというようなことだったと思っておりますが、平成27年度に関しましては既にそのご指摘のあった時点で予算執行されておりましたので、平成28年の新年度予算から財産収入の方に項目を変えまして、今年度予算は1千円での予算計上をさせていただいていたんですが、今年度滞納繰越分として48万5100円、これを調定してございます。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑ありません。

んか。

4番、長谷川委員。

○4番（長谷川耿聰君） まず、いろいろと細かく説明があったんですけども、私一番気になるのは不用額、これは決算書にもありますけれども、総体的に6800万ですか、ありますよね。仮に細かいものから大きいものいろいろあるんですけども、6800万円を現年度で使うとなればかなりの事業ができると思うんです。そういうことを考えると、不用額というものが今50万でというか、50万とか60万の問題ではなくて100円でも200円でもせっかくの予算ですから不用額のできないような執行をしなければならぬと。それから不用額となるべく出ないような予算見積もりをしなければならぬと。これは当局に課せられた大きな課題でないかと思うんですよね。中にはゼロというのもあるんですよ。ゼロというのは当初予算としてはあり得ない問題だと思うんですよ。そのへんはもう1回予算査定それから予算執行上においてあまりこういうことは良くないんですけど、さば読まないでひとつ予算の確保、予算の執行をしたらよろしいかということをお1点だけご指摘しておきます。

それからもう1点、自主財源という奴は村の財政を左右する大きな問題でありまして、それはやはり税金の問題だと思うんですよね。毎回ここに税の徴収においては不納欠損額やいろいろなものが出てくるんですけども、特に細かいことを言って申し上げますと、タワーの固定資産税の滞納、これについてはタワーIですか、タワーIがほとんど全部個人の名義になっているというのがあるんですよ。だから大阪だとかそちらのほうの方々が買われているのでおそらく徴収不可能かと思うんですけど、これについてはいい加減なところ

でなんとかきちんとした整理の方法がないか、このへんについてこの2件だけとりあえずお答えをお願いしたいと思います。

○委員長（大谷元江君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。まず不用額の件ですけども、不用額、長谷川議員のおっしゃること非常にごもつともだというように感じております。不用額については、翌年度一般財源の方にも回すというような形もございますので、不用額をゼロにというのはなかなか難しいかというふうには思っておりますが、ご指摘のあった予算に対して執行ゼロというようなこと、このようなことはやはりなくすべきだというふうに感じておりますので、そのへん厳密に執行させていただいて、不用額についても極力きれいに整理をしていくような形で今後執行のほうをさせていただきたいというふうに思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

それから自主財源の関係ですけども、タワーIの個人等の所有している固定資産税、こちらの滞納分ですけども、確かに非常に件数多くて、また徴収についても非常に難しい状況になっております。こちらとしましても極力差押え、調査等非常に時間がかかるんですけども、差押え等預金、それから給料等差押えのほうで何とか対応していきたいというふうに思っております。これについては非常に難しい問題ですし、みなさまにもご心配をおかけしているところだとは思いますが、こちらでも鋭意努力をさせていただいて徴収に努めたいと思いますのでご理解をお願いいたします。

○委員長（大谷元江君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 答弁が遅く

なりまして大変申し訳ありません。16ページ、7目、土木使用料、2節、住宅使用料でございます。こちらの収入未済額65万6440円、件数ですけれども5件でございます。今現在の状況ですけれども、完納しているものが1件、このうち分納については2件、訴訟については1件、本人が亡くなられている分については1件ということでございます。次に3節、滞納繰越分の未済額465万131円、こちらの件数につきましては15件でございます。弁護士の効果につきましては、平成26年の11月に契約をしております、2件の契約で229万5400円の契約をしております。そのうち、既に入金のなっている部分につきましては、161万1千円ということになっております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 4番、長谷川委員。

○4番（長谷川耿聰君） もう1点ちょっと質問漏れがありましたので、44ページの3款、民生費、1項の社会福祉費の1目、社会福祉総務費の19節、負担金でございます。これは社協関係の負担金です。これにつきましては平成27年度の夏の初夏号というんですか、とま〜るだよりというものに、社会福祉協議会の平成26年の収支決算報告書と27年の予算について報告がありました。かなり細かく報告されていて分かりやすいんです。この予算で当初の村の補助金としては1590万円が計上されております。平成27年度の予算でも同額が計上されていると。これが3号補正で160万円増額されて、合計額が1750万円となっております。社会福祉協議会の平成27年の収支報告を見ますと、支出勘定科目で予算が決算を上回ることは少なく、約550万円の予算超過になっております。収入は決算のほうは1100万円の決算超過になり、これもまたはっきり言って1100万円ですか、企業会計で言うと粗利

益ということになりますかね、非常に優秀な企業であるというふうに判断できるわけでございます。そこで160万円の補正はどういうわけが必要であったか。これだけ良い経営をやっていて、平成28年の占冠村社会福祉協議会の補助金は1750万円計上されております。昨年では返還が生じるべきだと思いますが、監査委員のまとめの下から6行目で監査委員の報告もありますけど、補助金・委託料については事業の必要性・計画性・実績評価が適正に行われているか、組織的に点検すべきであると記されております。これについて実績報告はなされておるのか。監査委員さんがどういう意見を付されているかこれについてお伺いいたしたいと思います。

○委員長（大谷元江君） ここで休憩いたします。11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し会議を開きます。

保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 長谷川議員のご質問にお答えさせていただきます。社会福祉協議会の運営の補助金の関係についてでありますけれども、昨年9月に補正を160万円しているわけでありまして、この内容につきましては、当初保健福祉センターの管理運営費が見込まれていなかったことによりまして9月で光熱水費分で150万円、修繕費分で10万円、計160万円の補正をしてきたところであります。議員ご指摘のとおり、27年度の資金残額につきましては1072万8千円でありまして、単年度収支では87万5千円でありまして、次年度繰越金が1072万8千円ということでありまして、この妥当性につきましては今後検証をすることとしていきたいと

いうふうに考えておりました、改善の必要がある際には平成29年度の運営補助金の中で社協と協議を進めながら調整を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑ありませんか。

4番、長谷川委員。

○4番（長谷川耿聰君） もう1点だけ。よくわかりました。やはり税金ですので社会福祉協議会というのは非常に大事な団体でありまして、ここで金を惜しむというようなことは私は毛頭申し上げません。ただ、補助金の使い方の問題があると思いますので、そのへん十分考慮してやられたらよろしいかと思えます。

もう1点ですけれども、せっかく出してもらった書類の中で主な施策の成果に関する説明書類というのがあります。これを見ますと概ね所期の目的を達成されていまして、90パーセント台の執行率と非常に好ましいことだというふうに考えています。そこでページの10ページ、安全で安心な暮らしをする項目、これは放課後の児童育成が72.8パーセントですか、子育て支援が71.4パーセント、実に低いと。それからもう1点は予防対策88.4パーセント、感染症予防対策、なぜこの安全で安心な暮らしの項目がこれだけ低いのか。この理由をどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

もう一つは14ページ、職員の研修機会の拡大、87.6パーセント。これ私100パーセントかと思って期待しておったんです。これで職員個々の能力向上に関するということでございます。どの程度86.7パーセント上がっているのか。

次にページ15ページの特別支援教育で74パーセントと低いんですよ。学校支援本部の

コミュニティの関係で72パーセントと低いんですけど、この理由についてどのように判断されているか、お伺いいたします。

○委員長（大谷元江君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。まず、最初に先ほど特別会計の繰り出し金の関係でちょっとお話をさせていただいた件について、先に回答させていただきたいと思えます。特別会計の繰り出し金への交付税の参入の関係なんですけれども、先ほど私特別交付税での参入があるというふうに言ったんですが、こちら普通交付税のほうで参入をされております。訂正をさせていただきます。それで額のほうなんですけれども、普通交付税ということですので、算定式複雑になっておりました、具体的な正確な額というのはちょっと難しいので、基準財政需要額での積算の額で申し上げたいと思えます。下水道に関しましては2215万3千円、これもおよそなんですけれども、でございます。簡水、簡易水道に関しましてはこちら衛生費ということになりまして、1542万5千円、こちらもおよそというふうになっておりました、こちらの額で積算されまして、交付税のほうに算入されているということになっております。こちらに関しては以上になります。

それで、続きまして主要な施策の成果に関するものですけれども、職員研修機会の拡大ということで、執行率86.7パーセントということになってございます。内容としましては、人事評価制度、来年4月より本格的に制度のほうを進めていくということで職員それから管理職、こちらのほう研修のほうをしてまいりました。昨年度で言いますと、2回ほどさせていただいております。こちらについては予算の中で決められたものですので、職員全

員に参加していただきまして、理解を深めているところであります。今年につきましても引き続き来年度の導入に向けましてより具体的に検証を進めまして、実践的なものを行っております。その他、職員個々の能力研修につきましてもは、なかなか業務等忙しいというようにもございまして、こちらに関しましてはなかなか職員の参加がないということで、今後も職員のほうに周知をして、予算もございまして積極的に参加していただくような形で担当課としましても工夫してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長（岡崎至可君） 主要な施策の成果を説明する書類の15ページ、特別支援教育でございます。執行率が74.1パーセントということなんです、これに関しては小規模校ならではのきめ細かい指導をやっておりますので、金額にかかわらずそのへんは特別支援教育ということできめ細かい指導をしておるということでご回答させていただきます。

16ページの学校支援地域本部事業補助金及びコミュニティスクール事業なんです、今年トナム小中学校、占冠中学校、コミュニティスクールに移行しまして、その前段として平成26年度から中央小学校でコミュニティスクールを実施しております。これに関しても執行率72パーセントということですが、地域・学校・家庭という連携を取って成果的にはかなり出ていると感じております。今後もコミュニティスクール地域とのかかわりを持ってですね、開かれた学校づくりに努めたいと思っております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 主要な施策の成果を説明する書類の10ページの執行率についてでありますけども、一つ目の放課後児童健全育成事業につきましてもは、放課後の見守りの事業を行っております、それに対するこれは人件費にかかるものであります。開設回数等によりまして若干の変動があることから予算額に対して決算額で57万5千円の不用額ということになります。

二つ目の子育て支援医療費助成事業につきましてもは医療費にかかる部分でありまして、平成27年度から18歳まで医療費の助成を拡大したことによりまして予算額を見込みまして増額して当初予算を組んできたところであります。実際、支出された額が少なかったということで実績ということになります。

ワクチン接種の予防接種につきましてもはこれも事業費でありまして、予算額に対する決算額ということでは39万3千円の減でありますけれども、これにつきましても実績による額であります。予防接種につきましてもは、疾病予防を図るため必要な事業であると考えておりますので、今後におきましても住民の皆様にも周知を図って行って、より多くの人に接種していただくよう進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑ありませんか。

2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 何点か質問させていただきます。平成27年度の決算ということでありまして、28年度の執行に反映されるようにしっかりした決算を審査していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず、1ページの会計別決算総括表からちよっとお尋ねいたしますが、先ほど長谷川議

員のほうから繰出金・繰入金特別関係の質問がありましたが、繰出金として2億2千万ほどの繰出しがなされているわけなんです、もう1回確認として、各特別会計に繰出されているわけですが、この各会計に出されている中で、将来地方交付税にバックされる繰出金がどこの会計に相当するのか、もう1回ちょっと確認したいと思いますので、そこを教えてください。

それから3ページから8ページにかけての一般会計の歳入歳出決算書の総括表の中で、8ページのところで翌年度繰越額が毎年増加しているわけなんです、この翌年度繰越金が年々増加しているという件に関してですが、私が決算書を見て思うには先の地方創生関係の交付金についての例があるんですが、結局補助金等の申請等が遅くなっている、そして対応の結果として結局採択が遅くなる、それで交付される時期が遅くなっている、それが翌年度の繰越につながっているんじゃないかなと私なりに推測しているんですが、そのへんの考え方についてお尋ねいたしたいと思います。

それから忘れないうちに71ページについての確認したいんですが、12款、公債費、1項、公債費のその支出済額で数字が載っているんですが、2億4874万1931円とあります。平成27年度の決算審査資料の11ページの一般会計合計の償還金計がここに載るんだと思うんですが、そこには2億4834万4945円となっているんですが、このへんの違いの解釈について説明をお願いしたいと思います。とりあえず、そのへんでお願いいたします。

○委員長（大谷元江君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分
再開 午後1時00分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し会議を開きます。

午前中の木村委員の質問に対し、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それではご質問にお答えさせていただきます。まず、1点目、繰出金の交付税参入の関係ですけれども、午前中に長谷川議員のほうにお答えしておき、下水道、それから簡易水道に関しまして基準財政需要額としておよそなんですけれども、下水道で2215万3千円、簡易水道で1542万5千円が積算過程で参入されまして、具体的な額、これについては出ておりませんのでちょっと分からないんですけれども、交付税のほうで参入されているということでございます。

続きまして2点目になります。繰越金、翌年度繰越額が3653万4千円、こちらに関してですけれども、こちら確かに国の方の予算措置、こちらのほうが遅れている状況です。だいたい3月ぐらいに国の方で補正予算が組まれまして、その後地方のほうに交付申請等通知がやってきている状況です。従いまして、国の決定が遅れているということでやむなく繰越明許のほうせざるを得ないという状況でございまして、こちらのほうで通知が来次第交付申請等はすばやく行っているんですけれども、国の方の予算措置が年度末ということで年をまたがざるを得ないということでご理解をお願いしたいと思います。

それから3点目になります。71ページの交際費の合計額の関係になります。こちらのほう23節の償還金、利子及び割引料、こちらの額に関しては決算資料の中の記載、償還調書一覧の償還金計、失礼しました、元金、こちらの合計と一致いたします。それで利子のほうになるんですけれども、2目の利子、こち

らのほうが記載の利子、それから一時借入金の利子、こちらを含んでおりまして、27年度2億円の一時借入金がございまして、利子のほうが39万6986円、こちらが発生しております、そちらを合わせまして2688万8528円ということになってございますので、記載の償還調書一覧、こちらの利子額に一時借入金の利子を加えた額というふうなことで記載をさせていただきます。以上です。

○委員長（大谷元江君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 最初の繰入金の関係なんですが、国保だとか診療所の会計については交付税措置が将来の交付税措置というのかな、はされないという解釈でいいのかな、そこが1点ですね。

あと、次の質問にいきますけど、9ページ、1款、村税の2項、固定資産税、1目の固定資産税というところで、先ほど長谷川委員からも質問があったんですが、1節の現年課税分で収入未済額が約400万、2節の滞納繰越額においても不納欠損が330、収入未済が1600ということで、約2300万か400万くらいの歳入欠陥かな、欠損が生じているわけなんです。うちの村では村民税が8000万か9000万くらいしかないところで結構大きな歳入欠陥だと考えられます。そこでどういったような対応がなされているかということでお聞きしたいんですが、例えばある税があって算定額と課税の実績との間で著しく格差が生じ、財政運営に大きな影響を与えることがあれば、あるとすると、交付税の基準財政収入額に特例として精算措置が設けられているということで、その精算だとか、原資補填債によってこの差が是正されるということがあるらしいんですが、実際そのようなことでうちのこの歳入欠損2300万か400万になるんですけれども、そのへんで補填されている処置がされて

いるのかどうか、そこについてお尋ねします。それからやはり固定資産税についても強制徴収だとか一連の滞納処分というのかな、それを進めて対応していくのが、すべきでないのかなと考えます。先日の9月議会でも住宅使用料の滞納について訴えの提起までして対応することにいたしましたけども、やはり税と使用料なんですが、扱いに対して不均衡、不公平だと考えるんですが、そのへんの考えをお聞きいたしたいと思います。

それから13ページの10款、地方交付税についてですが、これ毎年多くなっても少なくなっても聞くんですけども、一応前年度から比べますと7700万円ほど増額になりました。一応、この増額の理由、分かるところだけでいいんですが、その内容についてお尋ねいたしたいと思います。

それから14ページ、12款、分担金、負担金、2項、分担金、1目、農林業費分担金、1節の農業費分担金で畜産担い手育成総合整備事業分担金の予算、270万全額が7次補正で全額減額されました。一応この理由としては新規就農関係、予定されている対象がいなくなったということで減額するという説明がありました。この畜産担い手育成総合整備事業という補助金というのは一応目的があって採択要件として事業完了後の<受益面積？>が概ね200ヘクタール以上になるという要件が付いているわけです。うちの村の農地というのかな、それが1062ヘクタールだったと思うんですが、その5分の1くらい持たせなきゃならない、新規就農者に対して、こういうのはうちの村の実情にあわない補助金なのでないかな、元々減額しなきゃならないような対象の補助金なのでないかなと思われるんですよ。おまけに事業参加資格として農業環境規範を守る農業者じゃなきゃだめだということで、

結構環境関係でこれお金がかかるようなふうな農業者にならなければならないということ、で本当にうちの村としてはハードルが高い補助金なのではないかなど。だからこの補助金を予算措置したということそもそもが間違いなのでないかなど僕は思うんですが、そのへんの考え方をお聞きいたしたいと思います。

それから17ページに14款、国庫支出金の2項の国庫補助金、4目の土木費国庫補助金ということで、1節に道路橋梁補助金ということで社会資本整備総合交付金ということで当初が1400万、そして7号補正で87万8千円、合計1487万8千円ということで予算執行されているわけなんです、この交付金というのが道路だとかまちづくりだとか住宅、河川、いろいろな地方公共団体向けの個別補助金をひとつの交付金に一括して地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度から創設されたということらしいんですね。そして、成長力の強化や地域活性化につながる事業に使って下さいよということで与えられる、補助される交付金ということなんですが、結局うちは橋の修繕とかそれにしか使われないということなので、本当にこの交付金の目的に合致した使われ方と言えるんだろうかということで、どういう判断をしているのか、そのへんちょっとお聞きしたいと思います。

その下の5目の農林業費国庫補助金、2節に林業費国庫補助金として山村活性支援対策交付金として1号補正で500万が交付されております。この交付金の目的があるんですが、一応補助率が1千万円、上限が1地区1千万円ということなんですが、村は500万円の交付であったんですけれども、そもそも500万円の申請でいったのか、減額で500万になったのか、そのへんをお聞きいたしたいと思

います。とりあえず、以上です。

○委員長（大谷元江君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） ご質問にお答えいたします。まず操出金の交付税措置の関係でございます。国保その他はないのかというお話だったかと思うんですけれども、申し訳ございません、公営企業の方で下水道・簡易水道は参入されているということで申し上げておりました。国保事業に関しましても一般会計からの操出について地方交付税措置、こちらを講じるということになっておまして、国保財政安定化支援事業、こちらの方で交付税の措置のほうがされているということでございました。額につきましてはよろしいですか。申し訳ございません、国保事業についても措置がされているということでございます。病院については措置はされてございません。操出に関してですね、はされてございません。

それから次の固定資産税の関係になります。不納欠損含めまして大きな額になってございます。こちらについては額が大きい、それから多くはタワーそれからヴィレッジでございますので、破産等そういう方も多くいらっしゃいましてそちらの調査等非常に多くの時間を費やしておりますけれども、こちらのほうで担当職員はじめ差押え等について努力をしている次第でございます。

交付税について、交付税措置ということですけれども、基本的には調定額が村の収入額ということで算定の基準になってございますので、交付税としての跳ね返りといいますか差引で入ってくる額はあるというふうに考えております。以上でございます。

申し訳ございません。交付税の増額理由です。こちらにつきましては臨時費目でございます、人口減少等特別対策事業費こういうの

が需要額の算定の中にございまして、こちらのほうが算定額で6300万円ほど増額しております。ですのでこの分が主になるかと思いますが、その他の特別交付税のほうで協力隊の5名分の特別交付税、こちらも入ってきておりますので、その分が主な増額要因かというふうに考えております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） ご質問にお答えいたします。14ページ、2項、分担金、1目、農林業費分担金のところの減額補正の270万円ですけれども、こちらにつきましては新規就農事業とは異なり、平成27年度で新富良野畜産担い手事業の草地整備を希望しておりましたが、事業採択がされず、28年度となったためによるものです。北海道の予算により採択にばらつきがあり、平成27年は受けることができなかったという事業でございます。

続きまして17ページ、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金の事業、社会資本整備総合交付金に合致しているかということでございますけれども、こちら事業としましては宮下橋の下部工事を実施しております。事業に合致しているかということですのでけれども、それぞれこの事業の中にはパッケージというふうに振り分けがされておまして、一応25パッケージということに合致しておりますのでこういった事業になっております。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。18ページ、2節の林業国庫補助金の500万につきましてですが、これはもともと500万円の補助申請とい

うこととございます。この使い道については森林整備にかかる費用ということとございます。

○委員長（大谷元江君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 今の点に関して再度質問したいんですが、まず17ページの5目の山林活性支援対策交付金についてですが、最初から500万円だったということです。薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用を通じて、所得・雇用の増大を図るといった目的がこの交付金にはあるわけなんです、所得・雇用の増大の成果、それはどうかということをお聞きいたしたいと思います。

それから戻りまして固定資産税関係の総務課長の答えなんですが、差押えで対応して頑張っているという話なんですが、大体この額が載るわけなんです、収入未済でずっと。結構遠方で持っている方たちなので、滞納処分というのが進められないんだらうなという話でこういう話が毎年毎年ずっときているわけなんです。そのへんちょっと差押えたまにするのかもしれませんが、毎年繰り返している話だけでないのかなと思うんですけど、そのへんちょっと答弁。

それから調定額、全額が地方交付税で割返しというかされている状況なのか、そのへんです、75パーセントなのか、そのへんちょっとお尋ねいたします。

○委員長（大谷元江君） 暫時休憩します。
休憩 午後1時24分
再開 午後1時26分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し会議を開きます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。まず固定資産税の徴収の関係になります。タワー・ヴィレッジがほとんどなんですけれ

ども、遠方の方ということになりますけれども、こちらのほう電話ですとかそういう形で連絡は常に取りるようにしております、督促等行っております。その中でいただけない分に関しましては当然差押え等の措置を行ってきております。連絡が取れない、それから亡くなっているですとか破産等のところもございまして、そういうところに関しましては相続の関係の調査等をするですとか、**<財産保険？>**の手続き、そういう形で整理をお願いしたりしているところがございます。従いまして、担当課のほうで遠方ということで直接会いに行くということではできないんですけれども、連絡を取りながら徴収事務のほうにあたっているということがございます。

それから交付税の措置の関係ですけれども、こちらの率につきましてたまたま調査中ですのでもうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

○委員長（大谷元江君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 林業費国庫補助金の使い道でございますが、林業の補助金につきましては森林の整備ですとか雇用等の目的で使われるわけですが、この500万についてはメープルシロップの**<保存量調査？>**ですとか、それにかかる樹液の採取、メープルシロップの生産ということでそれが雇用ですとか林業活性化につながるのかということでございますが、現実問題といたしまして、3月の初めから4月の間の林業として閑散期に雇用が発生しまして、その間季節雇用として3名の雇用と十分その目的は達せられたと思っております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） どうもありがとうございます。雇用と所得の増加につながって

れば最高の補助金だと思います。17ページの道路橋梁費の関係で質問するのを忘れたんですけど、課長からは25パッケージだかにあわせてやってるんだという話なんですけど、結局この補助金というのは地域活性化につなげて地域が抱え、地域が設定した具体的な政策課題の解決に活用するためにまちづくりだとか下水、住宅河川とかいろいろなことに対応して村の発展に住民の福祉につながるような使い方をしているのかという、そういう使い方をしてほしいというか、そういうことなんですけど、はたして橋を直すのに使って、それが本当に地域活性化につながっているのかどうか、そのへんの考え方をお聞きしたいということなんですけど、もう1回すいませんが答弁をお願いいたします。あと25パッケージってなんなんですか。

○委員長（大谷元江君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） ご質問にお答えいたします。25パッケージなんですけれども、この交付金の採択要件の中にいろいろな先ほど議員おっしゃるようなまちづくりですとか河川整備ですとか、除雪もそうなんですけれどもそういった分野に分かれておまして、それぞれがパッケージごとに分かれておまして、それに伴いましてこのうちの村で現在やっております橋梁の修繕については25パッケージに該当するということをご理解いただきたいと思います。

木村議員の最初のご質問ですけれども、まちづくりだとか河川整備にうちの村で計画等あれば合致するものであればこういった交付金有効に使って整備をしていきたいというふうに考えております。ただ補助の採択もかなり厳しいものになっておまして、実際補助金のほうもかなり厳しくなっております。要

求額どおりには補助金が付かないという状況にもなっておりますけれども、そういった計画があれば合致するかどうかを見極めて事業のほうを進めていきたいと思っております。

○委員長（大谷元江君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） せっかくの補助金ですのうまく使って立派なまちづくりに使ってほしいと思っております。

歳出の45ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、2目の老人福祉費、13節、委託料、移送サービス委託料として当初124万7千円があり、3号補正で60万増、9号補正で67万2千円減額されました。これは透析患者のための予算で厳格な積算によって計上されたと思っておりますけれども、結局9号補正で3号補正で増やした分以上のものが減額されたわけなんですけれども、この見込み違いというかな、この理由はどういうことなのか、そこについての説明をお願いいたします。

それから45ページの同じページなんですけど、2項、児童福祉費、1目の児童福祉総務費、1節の報酬があります。青少年問題協議会委員報酬2万1千円、子ども子育て会議報酬、要保護児童対策協議会委員報酬、いろいろと予算があるんですけど、予算の予定があったわけなんですけど、結局1万3千円しか使われなくて、13万5千円という大きな不用額が出たわけなんですけれども、この内容についてご説明をお願いいたします。

それから47ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、へき地保育所費、18節、備品購入費、当初予算が18万6千円で、3号補正で7万1千円増額されました。結局使われたのが11万1780円で14万5220円が不用となりました。ざっと見ても当初の予算で十分まかなえたはずなんですけど、補正までして多額

の不用を生む状況になりました。この内容の説明をお願いいたします。

それから56ページ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、19節、負担金、補助及び交付金ということで木質バイオマスエネルギー導入促進事業についてお尋ねいたしますが、3号補正で287万が計上され、結局9号補正で187万4千円、多額に減額されました。結局、補正計上の3分の1しか使われなかったわけでありまして。村の根幹基盤をなす産業としての農林業費がこういう補正の対応ではまずいと思っております。この予算については緊急性があったのか、経済効果が認められるのか、本当に有効なものであったのか、十分な積算による予算計上であったのか、多額の不用額が発生した理由、以上をお尋ねいたしたいと思っております。特に村の根幹産業であります農林業予算は村の政策目標を決定する大きな方針を築くものでなくてはならないと思っております。急ぎの支出を手当てするためのものではだめだと思っております。27年度の決算だから言いますが、やっぱり根幹に村の林業に対する方針と目標が明確でないからこういう状況になると思うんです。考え方を伺いたしたいと思っております。

56ページ、同じく13節の委託料でイタヤカエデ資源調査及び樹液採取業務委託料が1号補正で350万円、イタヤカエデ資源調査及び採取事業機械等の借入れということで1号補正で150万が計上、執行され占冠産樹液10パーセント入りメープルシロップが作成・販売されております。関与している方々は本当に一生懸命いろいろな部門で頑張っております。このシロップが1500円だったか2500円だったかで売られてるわけなんですけども、100パーセントのものを作るとなると10倍として1万5千円くらいの価格で売らなきゃならない

という、ざっとなんです、はたしてそれで十分に売れるものになるのかどうか。そのへんの考え方というか、まずそこについてお尋ねいたしたいと思います。以上です。

○委員長（大谷元江君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時39分

再開 午後2時00分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し会議を開きます。

林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 木村議員の質問にお答えいたします。まず56ページ19節、負担金、補助及び交付金の関係ですけれども、村では薪の購入あたり一立方2千円、それからストーブの購入に2分の1補助、設置にも2分の1補助という取り組みを行っております。この目的は村で生産している薪の需要拡大ということでございまして、なかなか高価な薪ストーブ等がございまして、思う通りの購入実績にはなっていませんけれども、村の薪については村の方が消費していただくというのが第一の目標と考えておりますので、引き続きこの制度について予算化して取り組んでいきたいと思っております。

次に、メープルシロップの関係でございしますが、林業振興室でメープルの生産、村での担当をしております。その中でまず村の木のイタヤカエデがまずどのくらいあるかということ、イタヤが多いということで村の木にもなっているわけですけれども、その量がどのくらいあるのかということで調査をしたということは非常に重要なことだと考えております。なおかつ、その樹液でメープルシロップを作るということが本当にできるのかどうかというようなことも含めて、国から採択いただいた3年間の中でいろいろなデータを取りながら取り組んでいくということで進められて

おりますけれども、ご指導いただいておりますカナダ人のギャニオンという会社の方からよくできたと、本当にメープルシロップができたというような評価もいただいております。その中でたまたま昨日生産者の方と実際携わっている方とお話を聞いたんですが、雲をつかむような感じで始めたということで、まず、樹液の採取、2月の終わりから春先、山の氷点下の温度が上回る、プラスになるまでの間の短期間の間に樹液を取るということでございすけれども、それについて1本あたり23リットルほど取れるということでございましたが、目標通りの採取を行いましてその中で、今度自家製のストーブを作成しまして、その日の温度・湿度・気圧等のいろいろな条件をまさに目測、勘で作っていったと。糖度については66パーセント以上がメープルシロップというのだそうですが、その66から68の間がメープルシロップとして一番良い糖度ということで、68を超えると結晶ができてうまくいかない。65パーセント以下ですと常温ではカビが生えるということで、その66パーセントのメープルシロップの作成までこの短期間でできたという非常に成果があると思えます。

あと2年続くわけですが、ストーブの改良含めて生産者としては積極的に取り組んでいるという話を伺っております。村としてはどうするかということで、今後メープルシロップができるということは分かったわけですが、そうするとどのような売り方が良いのか、お菓子と混ぜるのが良いのか、原液で売るのが良いのかということで確かに10対90の現在2500円で木村議員ご指摘のとおり2500円で販売していますけど、これについてはメープルシロップを占冠村で作っているということの宣伝もあったということで、今後100パーセ

ントの占冠産メープルシロップをめざして役場、それから生産者集めているいろいろな方向を探っていきたいと考えております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（大谷元江君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 木村議員の質問にお答えいたします。45ページの3款、1項、2目、老人福祉費、13節、委託料についてでありますけれども、移送サービスの関係でありますけれども、当初移送サービスの費用として124万7千円見込んでおりました。当初予算編成時には人工透析の動向等が未確定であったため、概ね見込まれる金額で予算措置をしてきました。7月から透析患者の利用が開始してきて、その時点で月15回程度の利用が見込まれるだろうという想定のもとに9月に60万円補正をさせていただきました。ただ、実際利用回数が少なかったことに加え、途中利用者が1名入院等によりまして利用減となったことにより、3月に実績に基づきまして67万円減額補正をさせていただいたという経過でございます。

3款、2項、1目、1節の報酬についてでありますけれども、これにつきましては当初要保護児童対策協議会委員報酬8万6千円、子ども子育て会議4万1千円、青少年問題協議会で2万1千円の予算を計上しておりました。要保護児童対策協議会につきましては、開催はしましたけれども報酬を支払う性格のものではなかったことから報酬は支払っておりません。子ども子育て会議については計画策定後初年度ということもあり開催のほうはしてきませんでした。青少年問題ここで支出済額の1万3千円につきましては青少年問題協議会の委員報酬であります。

続きまして47ページの3款、2項、2目、

へき地保育所費の備品購入費でありますけれども、当初18万6千円予算計上をしておりました。途中で占冠保育所のストーブが壊れたため、それにかかる購入費として7万1千円補正をさせていただいております。最終的に執行した額が11万1780円という内容となっております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） なんかよく分からない説明だったけど分かりました。メープルシロップについてはこれからまた頑張ってもらいたいと思います。ストーブの話が出ましたので、そのストーブのことでお聞きしたいんですが、林業振興費の14節のところで繰越明許費で当初予算180万の薪ストーブ使用事業というのがあるわけです。薪ストーブ2台の賃借料として月30万ということで180万のストーブ2台借りているわけなんですけれども、一般的な感覚としては180万もリース料払うんだったらストーブを買っちゃったらいいいんでないのかなと私なりに思うんですが、そのへんの見解をお聞きしたいと思います。

それから最後の質問で36ページの7目の企画費、19節というところで、繰越明許費でトマム地域カフェ運営補助金として145万2千円の支出があるわけです。当初が繰越明許で184万の予算があったわけなんですけれども、結局2割以上38万8459円という戻入、不用額が生じてしまいました。最初の積算が正確でなかったのか、どのようなところで内容が不用になったのか、そのへんについてお尋ねしたいと思います。一般会計については以上であります。

○委員長（大谷元江君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 回答遅くなりまして申し訳ございません。固定資産税の不納

欠損等の交付税措置の関係でございますが、基本的に基準財政収入額の中で調定額、こちらのほうで算定してございまして、課税実績等で精算を行うことがないということになりますので、基本的には調定額が基準となりますので、交付税が入ってくるというような考え方になるかと思っておりますので、全額とはいかないとは思いますが、全額に近い形で交付税措置がされているというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 木村議員の質問にお答えいたします。56ページ、使用料及び賃借料で薪ストーブの使用ですけれども、180万円なんで購入したらいいんでないかというご質問でございますが、設置場所の大きさですとか、そういうものを考えますと非常に熱量の多いストーブの設置ということで、そうしますとストーブの購入費と設置費用等を考えると2台で300万円以上の金額がします。180万はPRのためのストーブの設置としては購入よりは安いということでありまして、リースという形をとっているということでありまして。以上です。

○委員長（大谷元江君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 決算書36ページ、19節、負担金、補助及び交付金の地域カフェの決算の金額の関係でございますけれども、こちら減額が大きくなった要因といたしましては、需用費、消耗品、燃料費、光熱水費、食糧費、修繕料それぞれ予算で計上されておりますけれども、こちらの執行がマイナスの31万4千円ということで主要因となっております。こちらについては実際にやっていく中で消耗品の使用ですとか、電気、ある

いは燃料代、こういったもの変動がございまして、この点については81万7千円ほど必要費で執行されていることから31万円の減額となっておりますけれども、事業としては支障なく執行されているとそのように認識しているところでございます。以上です。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。

次に特別会計の質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 特別会計一括ということですので、まず、国保特別会計、79ページですか、現年課税分における収入未済額が19件、32万8511円と昨年の7件、20万8787円から見れば件数・金額ともかなり増加しております。この考える理由をお知らせください。滞納繰越分を見れば、医療給付分、介護納付金分、滞納額では収入未済額は前年より多額に減少しておりますが、後期高齢者支援金分の滞納額では前年より増えております。この現象の理由を説明してください。不納欠損額が2件、25万1900円があります。この不納欠損の理由はどういうことなのかお知らせください。前年の不納欠損を見ますと3件で10万3800円でした。ざっと見ても1件あたりの不納欠損額が多額化していると考えられますが、説明をお願いいたします。あと、強制徴収をしない理由、それをお尋ねいたします。

83ページ、7款、1項、共同事業交付金において、前年度の約2倍の収入済額がありました。どのような支出で対応されたのか、そこをお尋ねいたします。

それから村立診療所特別会計において、

109ページの実質収支額で140万9千円であり
ます。前年度の実質収支447万円を差し引い
た額は赤字になります。ということは単年度
収支が赤字ということであります。27年度決
算ですのでお尋ねいたしますが、診療所会計
は厳しい状況ということだろうと思います。
この大きな要因、原因はどこにあると分析し
ているのか。また、その改善策をお尋ねいた
します。

それから参考資料の40ページになりますけ
ども、トマムの診療所の受診者が平成25年で
970人、26年885人、27年度801人とだんだん
減少傾向にあります。その考える理由を示し
ていただきたいと思います。

それから簡水特会において、113ページ、
収入未済額が31件、69万6520円、前年度23件、
60万2540円から件数、金額ともかなり増加し
ております。特に、現年度分については15件
から25件と10件の増加がみられます。この要
因はどこにあると考えられるか、教えていた
だきたいと思います。滞納繰越分の収入未済
額の金額が増額しています。監査の意見書で
は悪質な滞納者には給水停止勧告などの厳正
な姿勢で徴収を図るようにと記されておしま
す。悪質滞納者の件数、そして給水停止に至
った件数はどれだけあるかをお尋ねいたしま
す。

下水道特別会計、121ページ、2款、使用
料及び手数料、1項、使用料、1目、下水道
事業についてであります。収入未済額が現
年度分において20件、16万1300円と前年度10
件、7万9730円からやはり件数金額とも増加
しておりますし、滞繰分においても19万1205
円から21万1575円と金額が増えております。
この考える要因を尋ねます。

公共下水道特別会計は歳入総額1億450万
6242円であります。このうち平成27年度は

6990万の一般会計繰越繰入を受けております。
約7割弱の繰入であります。使用手数料の年
間総額は約1400万です。この状況で9月議会
でも質問いたしました。特定の営業団体者
に300万の割引をしている状況はおかしいと
思います。割引されている人にとってはすご
くいいことでもありますけども、年間200万近
くの受益を受けている企業も確かにあります。
20年かけて200万なので4000万の利益を受け
ております。住民は一生懸命真面目に払って
おります。税ではないんですが、中立・公
正・簡素、これが税では3要素とされておま
す。中立公正を欠くと思います。行政は住
民福祉の増進を図るため、経済状況の伸展発
展を考え、企業、商店をいわゆるもうけさせ
る政策を執行して頑張るのが役目だと私は考
えております。下水道料金の半額などという
政策より村全体の経済浮揚を考えていくのが
本筋でないかなと私は思いますが、ここで村
長の考えをお尋ねいたします。

占冠村介護保険特別会計129ページ、昨日
の課長の説明で不納欠損件数は9件と言われ
ました。監査の決算審査意見書では3件と載
っております。どちらが正しいものでしょう
かお尋ねいたします。

131ページ、介護保険料の不納欠損額は件
数金額とも増える傾向にあります。不納欠損
理由はいかなることとなりますか。時効は介
護保険料は2年であります。処理は迅速でな
ければいけないと思います。強制徴集をしな
い理由をお尋ねいたします。固定化する滞納
者に対して、監査の決算審査意見書では毎年
関係各課の連携による徴収業務の見直しと課
長担当者が一体となって収納体制の強化を図
られたいと書かれております。各課連携の徴
収業務の見直しの成果と一体となった収納体
制の状況についてお尋ねいたします。

それから平成27年度占冠村一般会計及び特別会計歳入歳出決算書参考資料、さっきも出てきましたけど、その49ページの介護保険給付状況の一覧表があります。介護保険給付サービスを受けている件数の合計が平成25年は915件、平成26年は980件、平成27年度は721件と激減しております。要介護、要支援認定者数はそれぞれ63人、64人、65人とほとんど変わっておりません。この件数の激減の理由はどのような理由なのかお示してください。

同じページの施設サービスにおける給付額(円)の中で、要介護度2の欄がゼロとなっております。前のページの平成27年度では特養に383万7573円、26年度では223万8516円ということでこのゼロになっている部分がどこの部分に給付されたと考えているのかお聞きいたしたいと思います。

後期高齢者医療特別会計、一般会計繰入金
が平成25年は520万、平成26年は690万、平成27年は730万円と増加傾向にあります。その理由はということが考えられるのかお尋ねいたします。以上であります。

○委員長(大谷元江君) 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 木村議員のご質問にお答えいたします。113ページ、1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、給水使用料、1節、現年度分の未済額25万5460円についてでございますけれども、こちらにつきましては督促状、電話による催促、訪問による納入を行ってきておりますけれども、新たに未納者が増えているということなんですけれども、会計室閉鎖までの間に納入のほうを促していたわけなんですけれどもなかなか納入に応じてくれない部分もありましてそれが大きな要因だったというふうに思っております。2節の滞納繰越分ですけれども、

こちら収入未済額44万1060円ですけれども、こちらにつきましてはある程度固定化されているところがありまして、その方には特に高額な方には個別にといたしますかお邪魔して納入についてのご相談ということでお話をさせてきているところがございます。しかしながらなかなか事情もありまして生活状況を十分把握したうえで進めてきているところでありまして、分納についてもお願いしているところなんですけれどもなかなか進めることができないという状況にありましてこのような状況になっております。ただその高額の方に関しましては今年度この秋から年末にかけて毎月ご入金いただけるということでお話をさせていただいておりますので、滞納分については減る傾向で進めていきたいというふうに考えております。悪質な滞納者に対する給水停止でありますけれども、こちらについては行っておりません。

続きまして121ページの下水道会計の2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、下水道事業、1節、現年度分未済額16万1300円、こちらについても簡易水道のほうの未納者とはほぼ同じの方が滞納となっていることもありまして、増加のほうはそういった要因というふうに考えております。それと2節の滞納繰越分未済額21万1575円ですけれども、こちらにつきましても水道と同じ固定化されている方がほとんどということもありまして、先ほども申し上げましたとおり高額の方はこの秋から年末にかけてお支払していただくという運びになっておりますので、滞納の分については減っていくよう進めていきたいと思いません。議員おっしゃるとおり、公平で適切な事務処理を努め、収納率の向上を図っていきたく思っております。以上でございます。

○委員長(大谷元江君) 村長。

○**村長（中村 博君）** 木村議員のご質問にお答えいたします。下水道料金の関係でございましたけど、特別会計で賄っております下水道会計もそうなんですけども、簡易水道会計、そういったものは利用者負担、受益者負担で賄うのが特別会計の基本と考えております。ただ今回につきましては消費税等の絡みがございまして、急な値上げは住民生活や中小企業の経営に負担が大きくなるということで減額措置を取らせていただきました。もちろん議員ご指摘のとおり、村としては村全体の振興を図ることが何よりの課題でもございます。以上です。

○**委員長（大谷元江君）** 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○**保健福祉課長（伊藤俊幸君）** 木村議員の質問にお答えしたいと思います。まず、83ページの共同事業交付金の関係についてでありますけれども、この事業につきましては高額療養費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の2つの事業に分かれておまして、保険財政共同安定化事業につきましては都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るため市町村国保で拠出しまして、それに基づいて交付されるものであります。27年度でいきますと、高額医療共同事業拠出金につきましては交付金額が668万5629円で拠出した額が380万6958円ということで交付金額のほうが280万円ほど多くなっております。保険財政共同安定化事業では交付金額が3410万4608円で拠出した額が3221万2196円ということで、これにつきましても189万2412円ほど多く結果として交付されたということであります。この制度につきましては保険料の平準化を図るということでこれを多くもらえたからといってうれしいわけじゃなくて、医療費の動向によるものでありま

して、結果として多く交付されたということはそれだけ医療費が増加傾向にあるということが言えると思います。

診療所会計の109ページですね、単年度収支では赤になるといったご指摘でありますけれども、これにつきましては26年度からの繰越金額が447万6千円でありまして、これにつきましては補助金の返還額が平成27年度で生じることがありましてそれを見込んで繰越をしている状況にあります。

介護保険特別会計の不納欠損額の件数でありますけれども、大変申し訳ございません、昨日9件という説明をさせていただきましたけれども、私の勘違いで3件が正しいです。訂正をさせていただきます。不納欠損額についてでありますけれども、27年度では3件で6万3300円であります。うち1件につきましては26年度から普通徴収から特別徴収のほうに変更になっておりましてこの1年分だけの滞納ということで改善をされております。残り2件につきましても納期到来後督促状の送付、あと電話等で納付の呼びかけをしてくれているところでありますが、この方、2件なんですけれども、なかなか応じていただけないという状況にあります。

後期の一般会計の繰入金の額が増加傾向にあるというところでありまして、27年度においてはマイナンバー制度事業による事務費繰入金が増加したことがひとつの要因であります。また、全体を通してみますと、平成25年度から増加傾向にありますが、その要因の一つとしては後期高齢者医療広域連合納付金のうち、低所得者の保険料軽減分を後期で補填する保険基盤安定負担金の増加によるものであります。答弁漏れがありますので、お時間をいただければと思います。

○**委員長（大谷元江君）** 総務課長、多田淳

史君。

○総務課長（多田淳史君） 私のほうから国税の関係につきまして回答させていただきたいと思います。まず、不納欠損の2件の関係になりますけれども、こちらにつきましては1件については自宅不在、勤務先等が不明でございまして預金口座等の調査を行ったんですけれども残高がないというような状況でして、そのため時効を迎えてございます。もう1件につきましては本人亡くなっているんですけれども処分する財産等ないという状況で時効を迎えたものでございます。それから収入未済の関係で件数の増加というところでございますが、こちらについてはここ数年外国人就労者の方が非常に増えておりまして、その関係で国保加入をされてそのまま出国されるような方もいらっしゃるということで、収入未済のほう是件数等が増えてきております。対策としましては出国等を知った段階で、まず村内からいなくなった段階ですぐ調査をかけまして、国内にいらっしゃる方についてはお手紙等で連絡をさせていただきまして支払っていただくような方策を取っているんですけれども、国外、出国されたような方に関しましては口座等残っている場合もありますので、速やかにそちらのほうを調査しまして差押えのほうをさせていただいているというような状況でございます。その他、後期、介護こちらの関係につきましても外国人の方もいらっしゃるんですけれども、分納のほう税額のほうが高額になるということで分納ということで約束をさせていただいて納入をしていただいています。その結果、収入未済が若干増えてくるというようなことになってございます。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 暫時休憩します。
休憩 午後14時47分

再開 午後14時54分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し会議を開きます。

保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 介護保険の関係でありますけれども、件数の減ですね、件数が26年が980で27年が721人ということで件数の減についてでありますけれども小規模多機能ができたことにより訪問サービスと通所サービスをそれぞれ利用していた部分が地域密着型サービスへ移行されたことにより件数が少なくなっています。

要介護2の費用が27年度ではゼロになっていたことについてでありますけど、26年度で施設利用の要介護2の方々にあつては27年度において介護度が上がって3から5の中ですね、介護度が上がったことと喪失した人がいたことにより要介護2の人がいなくなったということでもあります。

診療所会計の受診者数の減少でありますけれども、受診者数の減少によって診療報酬等もしてきているところでありますけど、このへんにつきましては経費節減等を図りながら診療所の維持に努めていきたいというふうに考えております。漏れている点がありましたらご指摘いただきたいと思います。

○委員長（大谷元江君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） どうもありがとうございます。あんまり長いので何を聞いたか忘れちゃうんですね。

まず国保会計の所で強制徴収をしない理由を尋ねました。その回答がなかったように思いますけど、もう一度お願いいたします。

それから村立診療所関係のトマムの受診者数の減少について聞いたんですが、なんか回答が経費節減ということでちょっと分からない回答だったので、もう1回トマムの受診者

数が減少傾向にあるその理由をお尋ねいたしました。

それから簡水のところでですね、給水停止はしないということで課長から答えがありました。先ほども触れたんですが、監査の決算審査意見書では悪質な滞納者には給水停止勧告などの厳正な姿勢で徴収を図るようという意見が書かれております。これは意見を聞かないという返事なのかどうかお尋ねいたします。

それから介護保険特別会計のところで不納欠損の理由を尋ねましたが、ちょっと回答がなかったように思うので、不納欠損の理由を知らせてください。これは多分時効だと思うんですが、時効がさっき言ったように2年で早いんですね、やはり回収、徴収というのは迅速でなければならないと思うので、応じていただけないという課長の答えであったんですけども、これだったらまずいと思うんですね。正直にきちんと払っている人が応じて払わなければ時効2年で来るんだからいいんだなということになったら大変なことだと思うんですね。これについても強制徴収しない理由をお尋ねいたします。

それから収納関係ですね、各課連携して徴収業務を見直しをしてはいかがかという、前美幌の徴収の視察をしたことがあるので、それは大変機能しているの、五十嵐議員からもそのへん質問があったと思うんですけども、とりあえずこのへんの回答をお願いいたします。

○委員長（大谷元江君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 木村議員のご質問にお答えいたします。給水停止の件でございますけれども、監査委員さんの意見を聞かないということではなくて、まず給水停

止をする前に個々の滞納者の生活状況等を十分把握して納付相談を行い、未収金の縮減に努めたいというふうに考えております。給水停止するにあたっていきなりは止めることができませんので、順番を踏まえてやっていけないとならないというふうに思っておりますし、裁判の判例でも給水停止をして自治体が負けているという判例もございますので給水停止については慎重に対応したいというふうに考えております。以上です。

○委員長（大谷元江君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 国保税の強制徴収の関係につきまして回答いたします。先ほど国保税の不納欠損2件分に関しまして、こちらに関しましては強制徴収こちらのほうを行うべく行動を起こしているんですけども預金口座等調査を行った結果残高がないというような状況で、財産がないという形で徴収できないという形で時効を迎えております。もう1件に関しましても処分する財産がなかったということで調査の結果ですね、そのようなことになりましてご本人も昨年ですが亡くなっておりまして、時効を迎えたということになっておりまして、強制徴収の方はできなかったということになっております。以上でございます。

○委員長（大谷元江君） 暫時休憩します。ここで午後3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時15分

○委員長（大谷元江君） 休憩を廃し会議を開きます。

保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 村立診療所特別会計における受診者数減少の理由でありましてけれども、なかなか理由については特定

できない状況でありますけれども、自然減ですとか入院等により診療所を利用しなくなったとかって理由が考えられるのではないかとこのように思われます。

続きまして介護保険特別会計における不納欠損の理由でございますけれども、これにつきましては時効消滅であります。強制徴収をしない理由等でございますけれども、この方につきましては他にもいろいろ公共料金等滞納している方でありまして、長期にわたって保険料についても滞納している状況にあります。これまでそういったことをしてこなかったわけでありまして、今後預金調査等から始めていきたいというふうに考えております。なお、本人に対しましては介護サービスを受ける際にはペナルティが発生することは説明しているところであります。以上です。

○委員長（大谷元江君） 2番、木村委員。

○2番（木村一俊君） 介護保険の徴収、各課連携の徴収関係の所が答弁漏れがあったように思うんですが、回答をお願いいたします。

○委員長（大谷元江君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 各課連携につきましては以前は担当をおいてやっていた経緯がありますけど、介護保険料につきましても他の担当課と連携を図りながら進めていければというふうに考えております。

○委員長（大谷元江君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（大谷元江君） それでは全般に渡り質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

んか。

（「なし」の声あり）

○委員長（大谷元江君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（大谷元江君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお委員会報告書は、委員長において整理調整のうえ、議長に提出いたしますのでご了承ください。

◎閉会宣言

○委員長（大谷元江君） 以上をもって、決算特別委員会を閉会いたします。

2日間にわたり、ご協力ありがとうございました。

閉会 午後3時21分